

## 最高裁判所長官の代理に関する規程

昭和22年10月18日最高裁判所規程第3号  
改正 平成28年12月7日最高裁判所規程第3号

### 最高裁判所長官の代理に関する規程

最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、裁判官会議の定める席次による。

前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、裁判官会議の議によりこれを定める。

(平二八最裁程三・一部改正)

附則(平成二八年一二月七日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 裁判官会議（第38回）議事録

平成24年12月19日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 竹崎長官、田原、櫻井、竹内、金築、須藤、千葉、横田、白木、岡部、  
大谷、寺田、大橋、山浦、小貫各裁判官

竹崎長官議長席に着く。

議事

( ) 2 平成25年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序について

堀田秘書課長から、別紙第2に基づき、標記の代理順序について説明があり、  
原案どおり決定した。

午前10時47分終了

議長

[REDACTED]

秘書課長

[REDACTED]

(別紙第2)

裁判官会議資料  
(12月19日開催)

(平成24.12.19秘書印)

平成25年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序

平成25年度において、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、司法行政事務  
については、席次の順序に従ってこれを代理する。

(参考)

最高裁判所長官の代理に関する規程（昭和二十二年最高裁判所規程第三号）  
最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、毎年十二月裁判官  
会議の議によりこれを定める。

前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、裁判官会議の議によりこれを定める。

## 裁判官会議（第13回）議事録

平成25年4月17日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 竹崎長官、田原、櫻井、竹内、金築、千葉、横田、白木、岡部、大谷、寺田、大橋、山浦、小貫、鬼丸各裁判官

竹崎長官議長席に着く。

議事

1 平成25年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序の変更について

堀田秘書課長から、別紙第1に基づき、標記の代理順序の変更について説明があり、原案どおり決定した。

午前10時48分終了

議長

秘書課長

(別紙第 1 )  
裁判官会議資料  
( 4 月 / 7 日開催)

(平成 25. 4. 17 秘書印)

平成 25 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序の変更について

(下線部分 変更箇所)

平成 25 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序を、平成  
25 年 4 月 23 日以降、下記のとおり変更する。

記

平成 25 年度において、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、司法行政事務  
については、席次の順序に従ってこれを代理する。ただし、裁判官竹内行夫を第一  
順位とする。

## 裁判官会議（第22回）議事録

平成25年7月17日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 竹崎長官、櫻井、竹内、金築、千葉、横田、白木、岡部、大谷、寺田、  
大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内各裁判官

竹崎長官議長席に着く。

議事

( ) 2 平成25年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序の変更  
について

堀田秘書課長から、別紙第1に基づき、標記の代理順序の変更について説明が  
あり、原案どおり決定した。

午前11時07分終了

議長

秘書課長

(平成 25. 7. 17 秘書印)

平成 25 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序の変更について

(下線部分 変更箇所)

平成 25 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序を、 平成 25 年 7 月 20 日以降、 下記のとおり変更する。

記

平成 25 年度において、 最高裁判所長官に差し支えがあるときは、 司法行政事務については、 席次の順序に従ってこれを代理する。ただし、 裁判官金築誠志を第一順位とする。

## 裁判官会議（第35回）議事録

平成25年12月18日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 竹崎長官、櫻井、金築、千葉、横田、白木、岡部、大谷、寺田、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山本各裁判官

竹崎長官議長席に着く。

議事

2 平成26年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序について

堀田秘書課長から、別紙第2に基づき、標記の代理順序について説明があり、原案どおり決定した。

午前11時40分終了

議長



秘書課長



(平成25.12.18秘書印)

平成26年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序

平成26年度において、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、司法行政事務については、席次の順序に従ってこれを代理する。ただし、裁判官金築誠志を第一順位とする。

## 裁判官会議（第34回）議事録

平成26年12月17日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上各裁判官

寺田長官議長席に着く。

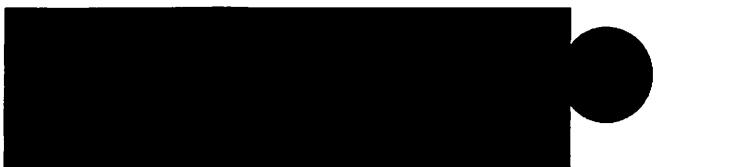
議事

2 平成27年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序について

氏本秘書課長から、別紙第2に基づき、標記の代理順序について説明があり、原案どおり決定した。

午前11時18分終了

議長



秘書課長



(平成26.12.17秘書印)

平成27年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序

平成27年度において、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、司法行政事務については、席次の順序に従ってこれを代理する。ただし、裁判官金築誠志を第一順位とする。

## 裁判官会議（第9回）議事録

平成27年3月18日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、岡部、大谷剛彦、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、大谷直人各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

3 平成27年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序の変更について

氏本秘書課長から、別紙第3に基づき、標記の代理順序の変更について説明があり、原案どおり決定した。

午前10時53分終了

議長

秘書課長

(別紙第 3 )  
裁判官会議資料  
( 3 月 / 8 日開催)

(平成 27. 3. 18 秘書印)

平成 27 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序の変更について

平成 27 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序を、平成 27 年 4 月 1 日以降、下記のとおり変更する。

記

平成 27 年度において、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、司法行政事務については、席次の順序に従ってこれを代理する。

## 裁判官会議（第37回）議事録

平成27年12月16日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、千葉、岡部、大谷剛彦、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、  
山本、山崎、池上、大谷直人、小池各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

2 平成28年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官の代理順序について

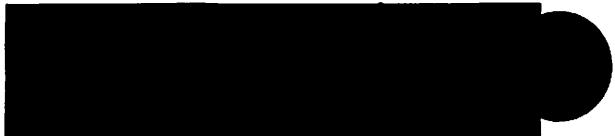
　氏本秘書課長から、別紙第2に基づき、標記の代理順序について説明があり、  
原案どおり決定した。

午前11時51分終了

議長



秘書課長



(別紙第 2 )

裁判官会議資料  
( / 2月 / 6日開催)

【配布資料】

(平成 27. 12. 16 秘書印)

平成 28 年度における司法行政事務に関する最高裁判所長官  
の代理順序

平成 28 年度において、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、司法行政事務  
については、席次の順序に従ってこれを代理する。

## 裁判官会議（第39回）議事録

平成28年12月7日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、岡部、大谷剛彦、大橋、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、  
大谷直人、小池、木澤、菅野各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

1 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程について

氏本秘書課長から、資料第1に基づき、標記の規程について説明があり、原案  
どおり決定した。

午前10時43分終了

議長

秘書課長

(平成28.12.7秘書印)

最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程
- 2 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程制定理由
- 3 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(平成二八・一一・七秘書印)

最高裁判所規程第 号

最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程

最高裁判所長官の代理に関する規程（昭和二十二年最高裁判所規程第三号）の一部を次のように改正する

第一項中「毎年十二月」を削り、「議によりこれを定める」「定める席次による」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 理由

最高裁判所長官の代理に係る事務の合理化を図るため、最高裁判所長官の代理に関する規程の規定を改める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

最高裁判所長官の代理に関する規程（昭和二十二年最高裁判所規程第三号）

新

旧

最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、裁判官会議の定める席次による。

(略)

(同上)